

分任契約担当官
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第 3 6 6 会計隊飯塚派遣隊長 卯津江 一幸



公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 赤飯早炊米ほか 1 1 9 件
- (2) 規格及び数量 内訳書のとおり
- (3) 納 期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 3 0 日
- (4) 納 入 場 所 陸上自衛隊飯塚駐屯地

2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)九州・沖縄地域の「物品の販売」の「D」等級以上を有するものであつて、令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度の競争参加資格については、申請中で、当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格結果通知書の写しを提出するものとする。(全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書(写)を入札日前日までに提出すること。)
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊飯塚駐屯地第 3 6 6 会計隊飯塚派遣隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

4 競争執行の場所及び日時

陸上自衛隊飯塚駐屯地第 3 6 6 会計隊飯塚派遣隊入札室
令和 7 年 3 月 1 3 日(木) 1 4 時 0 0 分

5 保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の 1 0 0 分の 5 以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額「(予定数量－納入済数量)×単価」の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方式

単価により決定する。なお、落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

- (1) 落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式及び当該契約形態に応じた契約条項に基づき作成するものとする。
- (2) 適用する契約条項
「糧食品売買契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし遠方等の理由により直接入札できない場合は、郵送による入札は有効とするが、その他の電話FAX等による入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は入札日前日の12時までに必着するように郵送すること。再度入札となった場合は別途連絡する。
- (3) 入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 内訳書において見本提出の欄に「○」の記載のあるものは、入札前に見本提出を要するものであるため、当該品目の見本については令和7年3月11日(火)11時までに陸上自衛隊飯塚駐屯地糧食班事務室に提出するものとする。
- (5) 公告掲示場所
飯塚・北九州・田川・直方・嘉麻・宮若の各商工会議所の掲示板、第366会計隊(福岡)、第366会計隊飯塚派遣隊(飯塚)、第366会計隊小倉派遣隊(小倉)の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)
- (6) 同等品での入札を希望する場合は、同等品判定依頼書を令和7年3月10日(月)の11時までに提出し、官側の判定を受けるものとする。
- (7) 携行品：委任状(委任を受けた方のみ)
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒820-0064
福岡県飯塚市津島282
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊契約班 担当：鐘ヶ江
TEL 0948-22-7651(内線387)
FAX 0948-22-7053

品目等内訳書(甲)
(令和7年4月分)

納地: 飯塚

NO	見本 食品コード 規格番号	品名	予定数量 規格	単位	3/29(土)	3/30(日)	3/31(月)	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	12(土)	13(日)	14(月)	
					15(火)	16(水)	17(木)	18(金)	19(土)	20(日)	21(月)	22(火)	23(水)	24(木)	25(金)	26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)		
1	69561 A-43	赤飯早炊米 「赤飯早炊米」同等品 1袋1kg入り	12.00	BG							12.00											
2	31032 A-44	(冷)ライ麦パン 「ライ麦パン」同等品 1袋10個入り 1個28g程度	38.00	BG											38.00							
3	31035a A-44	(冷)ミニクロワッサン 「ミニクロワッサン」同等品 1袋10個入り 1個20g程度	23.00	BG											23.00							
4	31066c	天かす 「天かす」同等品 1袋500g入り	2.00	BG					2.00													
5	31147 A	から揚げ粉 「パリジューから揚げ粉」同等品 1袋1kg入り	3.00	BG															3.00			
6	60111 A-44	白パン 「白パン」同等品 1袋10個入り 1個24g程度	38.00	BG											38.00							
7	60300	乾燥キヌア SB食品「キヌアさくさくトッピング」同等品 1袋100g入り	1.00	BG															1.00			
8	32006 J-22	さつま芋 国内産 正梱包	12.00	KG				9.00											3.00			
9	32017 J-23	馬鈴薯 国内産 正梱包	282.00	KG						14.00	42.00			7.00		29.00	21.00	6.00				
10	32023 J-27	山芋 国内産 正梱包	69.00	KG				20.00			10.00			17.00			21.00	12.00				
11	60023	ピリ辛こんにやく() 1袋固形量で550g以上 味付け済 常温保存可 50~55個入り	6.00	BG							6.00											
12	34003	ゆであずき 井村屋「ゆであずき」同等品 1袋400g入り	26.00	BG											7.00							19.00
13	34009a B-19	うずら煮豆 市販品 煮豆	4.00	KG													4.00					
14	34019	(冷)そら豆むき身 市販業務用	13.00	KG					13.00													
15	34073 B	レンズ豆 GABAN「ピンクレンティルピース」同等品 1袋1kg入り	6.00	BG										2.00			4.00					

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	第 A-1 号
★内地米		作成	令和 5年 9月 27日
		変更	令和 6年 9月 24日
		作成部隊等名	飯塚駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊飯塚駐屯地（以下「官側」という。）において調達する内地米について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

内地米に係わる契約を締結する者

b) 受託者

内地米の契約を請負う者

2 内地米に関する要求

2.1 内地米の規格

- 令和6年産（日本産）、単一原料米、検査米2等以上、10Kg入りのもの。
- 玄米は15℃程度の低温で保存したもの。
- 納品する精白米は、白度39%以上、水分16%以下、正常粒90%以上、粉状質粒8%以下、砕粒3%以下、被害粒（着色粒を含み、ごく軽度な着色を除く。）及び異物（虫・ごみ・土砂・石・ガラス・プラスチック片・異種穀粒）混入がないもの。
- 網目1.8mm以上の精米ふるいで砕粒を選別したもの。
- 米袋の材質は、透明ラミネート（レーザー孔袋）とし、圧着状態良好なもの。

2.2 精米の米袋の表示

品種、産年、産地、精米日、精米業者名、等級、精米所の住所を記載

2.3 精白米の添付書類

「玄米の検査証明書（米袋）」及び「内地米の品質証明（上記(c)に示す項目・蛋白・アミロース・検査に使用した検査機器名）」

2.4 内地米の見本提出

- 見本品を前項の規格どおり、公告に示す日時までに飯塚駐屯地業務隊糧食班へ提出すること。
- 未使用分見本品の返却を希望する場合は、見本提出時に申し出ること。
- 規格外及び品質・食味審査等により不適格と判定した場合は不合格とし、入札に参加させない。

2.5 内地米の見本提出免除について

以下の基準を全て満たすものは、入札日の前々日までに生産年、等級、産地のわかる書類を官側へ提出することにより内地米の見本判定を合格とする。

- a) 過去6ヶ月以内の内地米の見本提出または納品時に不合格判定を受けていないこと
- b) 過去6ヶ月以内に見本判定を受け、官側からの合格を受けた米と同じ生産年、等級、産地であること。(1点でも変更がある場合は、再度見本提出を行うこと)
- c) 納品後に食味や品質等で不具合が発生した際は、再度見本を提出し判定を受けなおすこと。

3 品質保証

3.1 納品時の保証

第2項に規定する規格外のものは交換とする。その際、規格外のものが納品量の5%以上発生した場合は、納品分全数を交換とする。

3.2 納品後の保証

第2項に規定する規格外のものが確認された場合は、交換すること。

3.3 品質の確認等

- a) 納入業者は、納品する内地米の原料及びとう精の作業状況(とう精設備及び検査機器を含む。)の確認等を求められた場合は、これに応じなければならない。
- b) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、第三者機関に品種特定検査、品位検査等を依頼する。なお、経費は全額業者負担とし、第2項に示す規格と異なると判定された場合は、既使用分も含めた納品全数を交換とする。

4 納品要領

4.1 納品日時

細部日時は発注時に示す。

4.2 納品場所

飯塚駐屯地隊員食堂

4.3 納品の留意事項

- a) 官側の指定する位置に納品すること。その際、官側は一切関与しない。
- b) 米袋が破損しないようゴム付き軍手等を装着して1袋ずつ運搬すること。

5 その他の指示

5.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとする。
- c) 受託者は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用及びその他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

5.2 安全管理

受託者は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注意喚起等を実施し、安全管理を徹底するものとする。

5.3 仕様書等に関する疑義

受託者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、内地米の規格・納品要領等細部について疑義を生じた場合は、官側の飯塚駐屯地業務隊補給科糧食班の指示を受けるものとする。